

## 札幌芸術の森等作品選定委員会要綱

### (目的)

第1条 札幌芸術の森等作品選定委員会（以下「委員会」という。）は、札幌市附属機関設置条例第2条第1項の規定に基づく附属機関（同条例別表2の「作品、実演等の選考に係る委員会」に該当）であり、この要綱は委員会の運営について定めるものとする。

### (組織等)

第2条 委員会は、5人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱された日から作品の選定に伴う事務が終了する日までとする。

### (委員長)

第3条 委員長は、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会議の議長となり、会務を総括する。

### (委員会の招集)

第4条 委員会は、必要のつど委員長が招集する。

### (選定)

第5条 委員会は、市長の諮問に応じ、札幌芸術の森及び本郷新記念札幌彫刻美術館に収蔵する作品を選定し、市長に報告する。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民文化局文化部文化振興課で行う。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成12年8月10日から施行する。

### 附 則（平成27年2月16日決裁）

この要綱改正は、平成27年2月16日から施行する。

### 附 則（平成28年3月30日決裁）

この要綱改正は、平成28年4月1日から施行する。